

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

（全 国 計）（単位：千円）

区 分			地 目		田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
			評価額の1/2の額 減額後の課税標準額	評価額の1/2の額 減額後の課税標準額						
法 第 349 条 の 3	第9項	日本放送協会	評価額の1/2の額		755	319	69,365,504	729	4,864,670	74,231,977
			減額後の課税標準額		528	53	44,804,890	242	3,324,041	48,129,754
	第11項	登録有形文化財 等の敷地	評価額の1/2の額		9	67	6,198,815	335	45,473	6,244,699
			減額後の課税標準額		9	67	3,629,003	335	31,893	3,661,307
	第20項	特定地方 交通線等	評価額の1/4の額		-	-	28,092	1,093	7,228,136	7,257,321
			減額後の課税標準額		-	-	18,591	1,093	4,966,928	4,986,612
	第23項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評価額の1/3の額		-	-	11,145	-	-	11,145
			減額後の課税標準額		-	-	7,801	-	-	7,801
			評価額の1/6の額		1,982	126	290,562	-	-	292,670
			減額後の課税標準額		1,982	126	203,393	-	-	205,501
	第24項	関西国際空港	評価額の1/2の額		-	-	31,676,745	-	64,441,434	96,118,179
			減額後の課税標準額		-	-	22,173,721	-	45,109,004	67,282,725
	第27項	水資源 開発機構	評価額の1/2の額		-	-	-	-	6,400	6,400
			減額後の課税標準額		-	-	-	-	1,475	1,475
	第29項	中部国際空港	評価額の1/2の額		-	-	3,365,631	-	12,368,182	15,733,813
減額後の課税標準額				-	-	2,355,942	-	8,657,727	11,013,669	
第32項	自動車安全 運転センター	評価額の1/3の額		-	-	82,502	-	1,185,800	1,268,302	
		減額後の課税標準額		-	-	57,752	-	830,060	887,812	
第33項	郵便貯金・ 簡易生命保険 管理機構	評価額の1/2の額		-	-	183,151	-	906	184,057	
		減額後の課税標準額		-	-	123,186	-	489	123,675	
法 附 則 第 15 条	第9項	外貿埠頭公社の 特定用途港湾施 設（H10.3.31 まで取得分）	評価額の1/2の額		-	-	14,540,016	-	-	14,540,016
			減額後の課税標準額		-	-	10,178,010	-	-	10,178,010
			評価額の2/3の額		-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額		-	-	-	-	-	-
			評価額の3/5の額		-	-	21,252,489	-	-	21,252,489
			減額後の課税標準額		-	-	14,898,247	-	-	14,898,247
	第23項	並行在来線	評価額の1/2の額		-	-	48,921	1,007	5,957,446	6,007,374
			減額後の課税標準額		-	-	33,424	1,007	4,574,343	4,608,774
	第33項	成田国際空港	評価額の3/4の額		-	-	-	-	208,815,290	208,815,290
			減額後の課税標準額		-	-	-	-	145,958,253	145,958,253
	第38項	外貿埠頭公社の 民営化会社に 係る継承特例	評価額の1/2の額		-	-	74,935	-	-	74,935
			減額後の課税標準額		-	-	52,454	-	-	52,454
			評価額の3/5の額		-	-	-	-	97,767	97,767
			減額後の課税標準額		-	-	-	-	65,387	65,387

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（全 国 計）（単位：千円）

区 分			地 目	田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
法附則第15条	第40項	郵便事業・郵便局株式会社	評価額の1/2の額	-	-	346,087,897	9,251	1,130,718	347,227,866
			減額後の課税標準額	-	-	284,824,585	5,875	953,554	285,784,014
	第43項	重要無形文化財の公演施設の敷地	評価額の1/2の額	-	-	97,097	-	1,939	99,036
			減額後の課税標準額	-	-	76,862	-	1,338	78,200
	第46項	外貿埠頭公社の民営化会社の特定用途港湾施設	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
法附則第15条の2第2項	三島特例	評価額の1/2の額	-	-	161,302	14,240	6,202,302	6,377,844	
		減額後の課税標準額	-	-	106,065	14,240	4,805,695	4,926,000	
法附則第15条の3第1項	旅客会社等に係る承継特例	評価額の3/5の額	-	-	7,087,290	695,915	133,579,876	141,363,081	
		減額後の課税標準額	-	-	4,796,324	489,107	91,882,762	97,168,193	
		評価額の3/10の額	-	140	7,522,419	339	92,922,966	100,445,864	
		減額後の課税標準額	-	97	5,104,845	338	61,728,010	66,833,290	
平成10年改正法附則第6条第9項による旧法附則第15条第19項	指定法人等大規模外貿埠頭	評価額の1/2の額	-	-	16,454,992	-	-	16,454,992	
		減額後の課税標準額	-	-	11,498,213	-	-	11,498,213	
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項	農業・食品産業技術総合研究機構	評価額の1/6の額	-	-	1,258,092	-	-	1,258,092	
		減額後の課税標準額	-	-	880,665	-	-	880,665	
平成18年改正法附則第13条第9項による旧法第349条の3第31項	水資源開発機構	評価額の1/6の額	-	-	258,789	-	46,279	305,068	
		減額後の課税標準額	-	-	180,362	-	27,719	208,081	
平成18年改正法附則第13条第18項による旧法附則第15条第18項	外貿埠頭公社の特定用途港湾施設（H10.41～H18.3.31取得分）	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	
		評価額の1/5の額	-	-	1,081,214	-	-	1,081,214	
		減額後の課税標準額	-	-	678,538	-	-	678,538	
平成20年改正法附則第10条第12項による旧法附則第15条第15項	外貿埠頭公社の特定用途港湾施設（H18.41～H20.3.31取得分）	評価額の1/2の額	-	-	-	-	53,194	53,194	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	31,916	31,916	
合 計		評 価 額		2,746	652	527,127,600	722,909	538,948,778	1,066,802,685
		減額後の課税標準額		2,519	343	406,682,873	512,237	372,950,594	780,148,566

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（全 国 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
		評 価 額	減額分に相当する課税標準額							
法附則第15条の8第2項	新築貸家住宅敷地	評 価 額		-	-	42,175,351	-	-	-	42,175,351
		減額分に相当する課税標準額		-	-	1,087,747	-	-	-	1,087,747
法附則第29条の5	第7項	宅地化農地・徴収猶予	市街化区域農地としての評価額	1,461,301	1,304,997	-	-	-	-	2,766,298
			徴収猶予分に相当する課税標準額	437,578	391,495	-	-	-	-	-
法附則第29条の5	第8項	宅地化農地・徴収猶予	市街化区域農地としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
			徴収猶予分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
法附則第29条の5	第16項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	40,602,430	27,493,993	452,262	-	-	6,759	68,555,444
			減額分に相当する課税標準額	7,318,664	5,057,150	72,398	-	-	1,375	12,449,587
法附則第29条の5	第17項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	2,744,911	2,444,713	-	-	-	-	5,189,624
			減額分に相当する課税標準額	505,267	445,882	-	-	-	-	-

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

（大都市計）（単位：千円）

区 分			地 目		田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
			評価額の1/2の額 減額後の課税標準額	評価額の1/2の額 減額後の課税標準額						
法 第 349 条 の 3 第 9 項 第 11 項 第 20 項 第 23 項 第 24 項 第 27 項 第 29 項 第 32 項 第 33 項	第9項	日本放送協会	評価額の1/2の額	-	-	54,729,068	-	11	1,333,656	56,062,735
			減額後の課税標準額	-	-	35,704,549	-	11	929,187	36,633,747
	第11項	登録有形文化財 等の敷地	評価額の1/2の額	-	-	5,188,800	-	-	-	5,188,800
			減額後の課税標準額	-	-	3,119,559	-	-	-	3,119,559
	第20項	特定地方 交通線等	評価額の1/4の額	-	-	-	-	-	327,530	327,530
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	218,956	218,956
	第23項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評価額の1/3の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
			評価額の1/6の額	-	-	265,552	-	-	-	265,552
	第24項	関西国際空港	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
	第27項	水資源 開発機構	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
	第29項	中部国際空港	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
第32項	自動車安全 運転センター	評価額の1/3の額	-	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
第33項	郵便貯金・ 簡易生命保険 管理機構	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
法 附 則 第 15 条	第9項	外貿埠頭公社の 特定用途港湾施 設（H10.3.31 まで取得分）	評価額の1/2の額	-	-	14,540,016	-	-	-	14,540,016
			減額後の課税標準額	-	-	10,178,010	-	-	-	10,178,010
			評価額の2/3の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
			評価額の3/5の額	-	-	21,252,489	-	-	-	21,252,489
			減額後の課税標準額	-	-	14,898,247	-	-	-	14,898,247
	第23項	並行在来線	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
	第33項	成田国際空港	評価額の3/4の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
	第38項	外貿埠頭公社の 民営化会社に 係る継承特例	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
			評価額の3/5の額	-	-	-	-	-	-	-
	減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-		

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（大都市計）（単位：千円）

区 分			地 目	田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
法附則第15条	第40項	郵便事業・郵便局株式会社	評価額の1/2の額	-	-	242,886,967	-	-	-	242,886,967
			減額後の課税標準額	-	-	214,973,143	-	-	-	214,973,143
	第43項	重要無形文化財の公演施設の敷地	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
	第46項	外貿埠頭公社の 民営化会社の 特定用途港湾施設	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
法附則第15条の2第2項	三島特例	評価額の1/2の額	-	-	58,363	-	-	2,349,512	2,407,875	
		減額後の課税標準額	-	-	35,669	-	-	1,910,739	1,946,408	
法附則第15条の3第1項	旅客会社等に係る承継特例	評価額の3/5の額	-	-	5,728,712	-	-	83,556,345	89,285,057	
		減額後の課税標準額	-	-	3,900,947	-	-	57,279,938	61,180,885	
		評価額の3/10の額	-	-	4,298,198	-	-	26,933,629	31,231,827	
		減額後の課税標準額	-	-	2,885,609	-	-	20,512,957	23,398,566	
平成10年改正法附則第6条第9項による旧法附則第15条第19項	指定法人等 大規模外貿埠頭	評価額の1/2の額	-	-	16,310,608	-	-	-	16,310,608	
		減額後の課税標準額	-	-	11,417,426	-	-	-	11,417,426	
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評価額の1/6の額	-	-	1,258,092	-	-	-	1,258,092	
		減額後の課税標準額	-	-	880,665	-	-	-	880,665	
平成18年改正法附則第13条第9項による旧法第349条の3第31項	水資源 開発機構	評価額の1/6の額	-	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
平成18年改正法附則第13条第18項による旧法附則第15条第18項	外貿埠頭公社の 特定用途 港湾施設 (H10.41～ H18.3.31取得分)	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
		評価額の1/5の額	-	-	1,081,214	-	-	-	1,081,214	
		減額後の課税標準額	-	-	678,538	-	-	-	678,538	
平成20年改正法附則第10条第12項による旧法附則第15条第15項	外貿埠頭公社の 特定用途港湾施設 (H18.4.1～H20.3.31 取得分)	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	計	評 価 額	-	-	367,598,079	-	11	114,500,672	482,098,762	
		減額後の課税標準額	-	-	298,858,248	-	11	80,851,777	379,710,036	

第 17 表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（大 都 市 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
		評 価 額	減額分に相当する課税標準額							
法附則第15条の8第2項	新築貸家住宅敷地	評 価 額		-	-	6,792,547	-	-	-	6,792,547
		減額分に相当する課税標準額		-	-	215,561	-	-	-	215,561
法附則第29条の5	第7項	宅地化農地・徴収猶予	市街化区域農地としての評価額	-	48,170	-	-	-	-	48,170
			徴収猶予分に相当する課税標準額	-	14,451	-	-	-	-	14,451
法附則第29条の5	第8項	宅地化農地・徴収猶予	市街化区域農地としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
			徴収猶予分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
法附則第29条の5	第16項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	20,091,570	7,818,169	395,593	-	6,759	28,312,091	
			減額分に相当する課税標準額	3,782,575	1,897,176	55,236	-	1,375	5,736,362	
法附則第29条の5	第17項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	-	-	-	-	-	-	
			減額分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

（都 市 計）（単位：千円）

区 分			地 目		田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
			評価額の1/2の額 減額後の課税標準額	評価額の1/2の額 減額後の課税標準額						
法 第 349 条 の 3	第9項	日本放送協会	評価額の1/2の額		755	319	14,217,234	693	3,344,577	17,563,578
			減額後の課税標準額		528	53	8,816,076	206	2,264,160	11,081,023
	第11項	登録有形文化財 等の敷地	評価額の1/2の額		-	67	891,552	335	45,473	937,427
			減額後の課税標準額		-	67	449,917	335	31,893	482,212
	第20項	特定地方 交通線等	評価額の1/4の額		-	-	23,283	142	5,923,424	5,946,849
			減額後の課税標準額		-	-	15,675	142	4,067,649	4,083,466
	第23項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評価額の1/3の額		-	-	11,145	-	-	11,145
			減額後の課税標準額		-	-	7,801	-	-	7,801
			評価額の1/6の額		1,982	126	25,010	-	-	27,118
	第24項	関西国際空港	評価額の1/2の額		-	-	17,049,613	-	39,090,230	56,139,843
			減額後の課税標準額		-	-	11,934,729	-	27,363,161	39,297,890
	第27項	水資源 開発機構	評価額の1/2の額		-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額		-	-	-	-	-	-
	第29項	中部国際空港	評価額の1/2の額		-	-	3,365,631	-	12,368,182	15,733,813
			減額後の課税標準額		-	-	2,355,942	-	8,657,727	11,013,669
第32項	自動車安全 運転センター	評価額の1/3の額		-	-	82,502	-	1,185,800	1,268,302	
		減額後の課税標準額		-	-	57,752	-	830,060	887,812	
第33項	郵便貯金・ 簡易生命保険 管理機構	評価額の1/2の額		-	-	130,198	-	906	131,104	
		減額後の課税標準額		-	-	86,065	-	489	86,554	
法 附 則 第 15 条	第9項	外貿埠頭公社の 特定用途港湾施 設（H10.3.31 まで取得分）	評価額の1/2の額		-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額		-	-	-	-	-	-
			評価額の2/3の額		-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額		-	-	-	-	-	-
			評価額の3/5の額		-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額		-	-	-	-	-	-
	第23項	並行在来線	評価額の1/2の額		-	-	11,645	910	3,879,061	3,891,616
			減額後の課税標準額		-	-	8,151	910	2,931,055	2,940,116
	第33項	成田国際空港	評価額の3/4の額		-	-	-	-	196,257,016	196,257,016
			減額後の課税標準額		-	-	-	-	137,173,018	137,173,018
第38項	外貿埠頭公社の 民営化会社に 係る継承特例	評価額の1/2の額		-	-	74,935	-	-	74,935	
		減額後の課税標準額		-	-	52,454	-	-	52,454	
		評価額の3/5の額		-	-	-	-	97,767	97,767	
		減額後の課税標準額		-	-	-	-	65,387	65,387	

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（都 市 計）（単位：千円）

区 分			地 目	田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
法附則第15条	第40項	郵便事業・郵便局株式会社	評価額の1/2の額	-	-	92,323,915	-	1,118,775	93,442,690
			減額後の課税標準額	-	-	62,549,727	-	949,267	63,498,994
	第43項	重要無形文化財の公演施設の敷地	評価額の1/2の額	-	-	97,097	-	-	97,097
			減額後の課税標準額	-	-	76,862	-	-	76,862
	第46項	外貿埠頭公社の民営化会社の特定用途港湾施設	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
法附則第15条の2第2項	三島特例	評価額の1/2の額	-	-	30,621	994	3,319,668	3,351,283	
		減額後の課税標準額	-	-	20,111	994	2,579,980	2,601,085	
法附則第15条の3第1項	旅客会社等に係る承継特例	評価額の3/5の額	-	-	1,321,573	677,670	48,293,309	50,292,552	
		減額後の課税標準額	-	-	870,817	470,939	33,363,323	34,705,079	
		評価額の3/10の額	-	-	2,695,818	81	57,525,456	60,221,355	
		減額後の課税標準額	-	-	1,851,130	81	35,228,317	37,079,528	
平成10年改正法附則第6条第9項による旧法附則第15条第19項	指定法人等大規模外貿埠頭	評価額の1/2の額	-	-	75,917	-	-	75,917	
		減額後の課税標準額	-	-	53,142	-	-	53,142	
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項	農業・食品産業技術総合研究機構	評価額の1/6の額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	
平成18年改正法附則第13条第9項による旧法第349条の3第31項	水資源開発機構	評価額の1/6の額	-	-	258,434	-	44,715	303,149	
		減額後の課税標準額	-	-	180,140	-	26,665	206,805	
平成18年改正法附則第13条第18項による旧法附則第15条第18項	外貿埠頭公社の特定用途港湾施設(H10.41～H18.3.31取得分)	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	
		評価額の1/5の額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	
平成20年改正法附則第10条第12項による旧法附則第15条第15項	外貿埠頭公社の特定用途港湾施設(H18.4.1～H20.3.31取得分)	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	
合 計		評 価 額	2,737	512	132,686,123	680,825	372,494,359	505,864,556	
		減額後の課税標準額	2,510	246	89,403,998	473,607	255,532,151	345,412,512	



第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（都 市 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
		評 価 額	減額分に相当する課税標準額							
法附則第15条の8第2項	新築貸家住宅敷地	評 価 額		-	-	35,382,804	-	-	-	35,382,804
		減額分に相当する課税標準額		-	-	872,186	-	-	-	872,186
法附則第29条の5	第7項	宅地化農地・徴収猶予	市街化区域農地としての評価額	1,461,301	1,256,827	-	-	-	-	2,718,128
			徴収猶予分に相当する課税標準額	437,578	377,044	-	-	-	-	-
法附則第29条の5	第8項	宅地化農地・徴収猶予	市街化区域農地としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
			徴収猶予分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
法附則第29条の5	第16項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	20,510,860	19,675,824	56,669	-	-	-	40,243,353
			減額分に相当する課税標準額	3,536,089	3,159,974	17,162	-	-	-	-
法附則第29条の5	第17項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	2,744,911	2,444,713	-	-	-	-	5,189,624
			減額分に相当する課税標準額	505,267	445,882	-	-	-	-	-

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

(町 村 計) (単位：千円)

区 分			地 目		田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
			評 価 額 の 1/2 の 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額						
法 第 349 条 の 3	第9項	日本放送協会	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	419,202	-	25	186,437	605,664
			減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	284,265	-	25	130,694	414,984
	第11項	登録有形文化財等の敷地	評 価 額 の 1/2 の 額	9	-	118,463	-	-	-	118,472
			減 額 後 の 課 税 標 準 額	9	-	59,527	-	-	-	59,536
	第20項	特定地方交通線等	評 価 額 の 1/4 の 額	-	-	4,809	-	951	977,182	982,942
			減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	2,916	-	951	680,323	684,190
	第23項	農業・食品産業技術総合研究機構	評 価 額 の 1/3 の 額	-	-	-	-	-	-	-
			減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
			評 価 額 の 1/6 の 額	-	-	-	-	-	-	-
	第24項	関西国際空港	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	14,627,132	-	-	25,351,204	39,978,336
			減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	10,238,992	-	-	17,745,843	27,984,835
	第27項	水資源開発機構	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	-	-	-	6,400	6,400
			減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	1,475	1,475
	第29項	中部国際空港	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	-	-	-	-	-
			減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
第32項	自動車安全運転センター	評 価 額 の 1/3 の 額	-	-	-	-	-	-	-	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	
第33項	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	52,953	-	-	-	52,953	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	37,121	-	-	-	37,121	
法 附 則 第 15 条	第9項	外貨埠頭公社の特定用途港湾施設（H10.3.31まで取得分）	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	-	-	-	-	-
			減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
			評 価 額 の 2/3 の 額	-	-	-	-	-	-	-
			減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
			評 価 額 の 3/5 の 額	-	-	-	-	-	-	-
			減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
	第23項	並行在来線	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	37,276	-	97	2,078,385	2,115,758
			減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	25,273	-	97	1,643,288	1,668,658
	第33項	成田国際空港	評 価 額 の 3/4 の 額	-	-	-	-	-	12,558,274	12,558,274
			減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	8,785,235	8,785,235
第38項	外貨埠頭公社の民営化会社に係る継承特例	評 価 額 の 1/2 の 額	-	-	-	-	-	-	-	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	
		評 価 額 の 3/5 の 額	-	-	-	-	-	-	-	
		減 額 後 の 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-	

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（町 村 計）（単位：千円）

区 分			地 目	田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計	
法附則第15条	第40項	郵便事業・郵便局株式会社	評価額の1/2の額	-	-	10,877,015	9,251	11,943	10,898,209	
			減額後の課税標準額	-	-	7,301,715	5,875	4,287	7,311,877	
	第43項	重要無形文化財の公演施設の敷地	評価額の1/2の額	-	-	-	-	1,939	1,939	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	1,338	1,338	
	第46項	外貿埠頭公社の民営化会社の特定用途港湾施設	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
法附則第15条の2第2項	三島特例	評価額の1/2の額	-	-	72,318	13,246	533,122	618,686		
		減額後の課税標準額	-	-	50,285	13,246	314,976	378,507		
法附則第15条の3第1項	旅客会社等に係る承継特例	評価額の3/5の額	-	-	37,005	18,245	1,730,222	1,785,472		
		減額後の課税標準額	-	-	24,560	18,168	1,239,501	1,282,229		
		評価額の3/10の額	-	140	528,403	258	8,463,881	8,992,682		
		減額後の課税標準額	-	97	368,106	257	5,986,736	6,355,196		
平成10年改正法附則第6条第9項による旧法附則第15条第19項	指定法人等大規模外貿埠頭	評価額の1/2の額	-	-	68,467	-	-	68,467		
		減額後の課税標準額	-	-	27,645	-	-	27,645		
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項	農業・食品産業技術総合研究機構	評価額の1/6の額	-	-	-	-	-	-		
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-		
平成18年改正法附則第13条第9項による旧法第349条の3第31項	水資源開発機構	評価額の1/6の額	-	-	355	-	1,564	1,919		
		減額後の課税標準額	-	-	222	-	1,054	1,276		
平成18年改正法附則第13条第18項による旧法附則第15条第18項	外貿埠頭公社の特定用途港湾施設（H10.41～H18.3.31取得分）	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-		
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-		
		評価額の1/5の額	-	-	-	-	-	-		
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-		
平成20年改正法附則第10条第12項による旧法附則第15条第15項	外貿埠頭公社の特定用途港湾施設（H18.41～H20.3.31取得分）	評価額の1/2の額	-	-	-	-	53,194	53,194		
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	31,916	31,916		
合 計	計	評 価 額	9	140	26,843,398	42,073	51,953,747	78,839,367		
		減額後の課税標準額	9	97	18,420,627	38,619	36,566,666	55,026,018		

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（町 村 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
			評 価 額							
法附則第15条の8第2項	新築貸家住宅敷地		評 価 額	-	-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
法附則第29条の5	第7項	宅地化農地・徴収猶予	市街化区域農地としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
			徴収猶予分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
法附則第29条の5	第8項	宅地化農地・徴収猶予	市街化区域農地としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
			徴収猶予分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
法附則第29条の5	第16項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
法附則第29条の5	第17項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	-